

賃金等の変動に対する工事請負契約事項第 25 条第 6 項（インフレ条項）の運用について

制定 令和 7 年 8 月 1 日

#### 1. 適用対象工事

- (1) 契約事項第 25 条第 6 項の請求は、2. (3) に定める残工期が 2. (2) に定める基準日から 2 カ月以上あること。
- (2) 発注者及び受注者によるスライドの適用対象工事の確認時期は、賃金水準又は物価水準の変更がなされたときとする。

#### 2. 請求日及び基準日等について

請求日及び基準日等の定期は、次のとおりとする。

- (1) 請求日：スライド変更の可能性があるため、発注者又は受注者が請負代金額の変更の協議（以下「スライド協議」という。）を請求した日とする。また、請求日の遡りは認めないこと。
- (2) 基準日：請求があった日から起算して、14 日以内で発注者と受注者が協議して定める日とし、請求日とすることを基本とする。
- (3) 残工期：基準日以降の工事期間とする。ただし、基準日までに変更契約を行っていない場合であっても先行指示等により工期延長が明らかな場合には、その工期延長を考慮することができる。

#### 3. スライド協議の請求

発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、書面により行うこととする。

- ・ スライド判定にあたっては、スライド基準日における工事内容となるように設計変更を行い、編子契約を行った上で、出来高を確認し、変動前と変動後残工事請負代金額により判定することを基本とする。
- ・ 発注者は、受注者の意見を聴いてスライド額協議開始日を定め、請求から 7 日以内に受注者に書面（別紙様式 2）により通知する。
- ・ スライド協議期間については、契約事項において協議開始から 14 日以内と定められているが、契約事項の運用（平成 8 年 3 月 27 日付、監 - 1865）に基づき、工期、工事の態様等により 14 日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、十分な協議が行える範囲で伸張又は短縮した日数とすることができる。

#### 4. 請負代金額の変更

- (1) 賃金水準又は物価水準の変動による請負代金額の変更額（以下「スライド額」という。）は、当該工事に係る変動額のうち請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額の 100 分の 1 に相当する金額を超える額とする。
- (2) 増額スライド額については、次式により行う。

$$S_{\text{増}} = [P_2 - P_1 - (P_1 \times 1 / 100)]$$

※この式において、 $S_{増}$ 、 $P_1$ 及び $P_2$ は、それぞれ次の額を表すものとする。

$S_{増}$ ：増額スライド額

$P_1$ ：請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

$P_2$ ：変動後（基準日）の賃金又は物価を基準として算出した $P_1$ に相当する額

$(P = \Sigma (\alpha \times Z))$ 、 $\alpha$ ：請負比率、 $Z$ ：発注者積算額

- ・  $P_1$ 及び $P_2$ は、税抜き価格とする。
  - ・ スライド額（ $S$ ）は万円単価で切捨てしたうえで消費税及び地方消費税率を乗じるものとする。
  - ・ 受注者負担額（ $P_1 \times 1/100$ ）については、万円未満切上げとする。
  - ・ 発注者負担額（ $P_1 \times 1/100$ ）については、万円未満切捨てとする。
- (3) 減額スライド額は、次式により行う。

$$S_{減} = [P_2 - P_1 + (P_1 \times 1/100)]$$

※この式において、 $S_{減}$ 、 $P_1$ 及び $P_2$ は、それぞれ次の額を表すものとする。

$S_{減}$ ：減額スライド額

$P_1$ ：請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

$P_2$ ：変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出した $P_1$ に相当する額

$(P = \Sigma (\alpha \times Z))$ 、 $\alpha$ ：請負比率、 $Z$ ：発注者積算額

- ・  $P_1$ 及び $P_2$ は、税抜き価格とする。
  - ・ スライド額（ $S$ ）は万円単価で切捨てしたうえで消費税及び地方消費税率を乗じるものとする。
  - ・ 受注者負担額（ $P_1 \times 1/100$ ）については、万円未満切上げとする。
  - ・ 発注者負担額（ $P_1 \times 1/100$ ）については、万円未満切捨てとする。
- (4) スライド額は、労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更について行われるものであり、歩掛の変更については考慮するものではない。
- (5) 再調査や再見積りに多大な労力又は日数を必要とする場合には、当初積算時の類似価格の物価変動率により算定することができる。ただし、当該材料等の工事費全体に占める割合が大きい場合や物価資料に類似単価の掲載がない場合については、証明資料（領収書等）をもとに確認した個別の取引価格（受注者の購入価格）を実勢価格とすることを原則とするが、類似品目の材料との価格の比較等を実施するとともに、必要に応じて受注者等へヒアリングを行い、価格の妥当性を確認すること。

## 5. 残工事量の算定

- (1) 基準日における残工事量を算定するために行う出来形数量の確認は、数量総括表に対応して出来形確認を行うものとする。
- (2) 基準日までに変更契約を行っていないが、先行指示されている設計量についても、基準日以降の残工事量についてはスライドの対象とする。
- (3) 現場搬入材料については、認定したものは出来形数量として取り扱うこと。また、下記の材料等についても出来形数量として取り扱う。

- ・ 工場製作品については、工場での確認またはミルシート等で在庫確認が照明できる材料は出来形数量として取り扱うこと。
  - ・ 基準日以前に配置済みの現場据付型の建設機械及び仮設材料等（架設用クレーン、仮設鋼材など）も出来形の対象。
  - ・ 契約書にて、工事材料契約の完了が確認でき、近隣のストックヤード等で在庫確認可能な材料は出来形数量として取り扱うこと。
- (4) 数量総括表で一式明示した仮設工についても出来形数量の対象とできる。
  - (5) 出来形数量の計上方法については、発注者側に換算数量がない場合は、受注者側の該当工種に対する構成比率により出来形数量を換算しても良い。
  - (6) 受注者の責めに帰すべき事由により遅延していると認められる工事量は、増額スライドの場合は、出来形部分に含めるものとし、減額スライドの場合は、出来形部分に含めないものとする。

## 6. 物価指数

発注者は、積算に使用する単価を用いた変動率を物価指数とすることを基本とする。なお、受注者の協議資料等に基づき双方で合意した場合は別途の物価指数を用いることができる。

- ・ 変動後の価格を算定する際に用いる材料単価等については、発注者が積算に使用している物価資料等の基準日における価格を基礎とする。
- ・ 再調査や再見積りに多大な労力又は日数を必要とする場合には、当初積算時の類似価格の物価変動率により算定することができる。ただし、当該材料等の工事費全体に占める割合が大きい場合や物価資料に類似単価の掲載がない場合については、証明資料（領収書等）をもとに確認した個別の取引価格（受注者の購入価格）を実勢価格とすることを原則とするが、類似品目の材料との価格の比較等を実施するとともに、必要に応じて受注者等へヒアリングを行い、価格の妥当性を確認する。

## 7. 変更契約の時期

スライド額に係る契約変更は、積算変更時点で行うことができる。

- ・ スライド額の確定の協議は、受発注者間で協議書及び承諾書を取り交わすものとする。（別紙様式 3-1-1）
- ・ スライド額の承諾後、基準日以降の設計変更等に伴いスライド額が変わる場合は、積算変更時に発注者受注者協議のうえ定める。（別紙様式 3-1-2）
- ・ 複数回スライドが想定される場合には、事前に変更契約を行う必要がある。

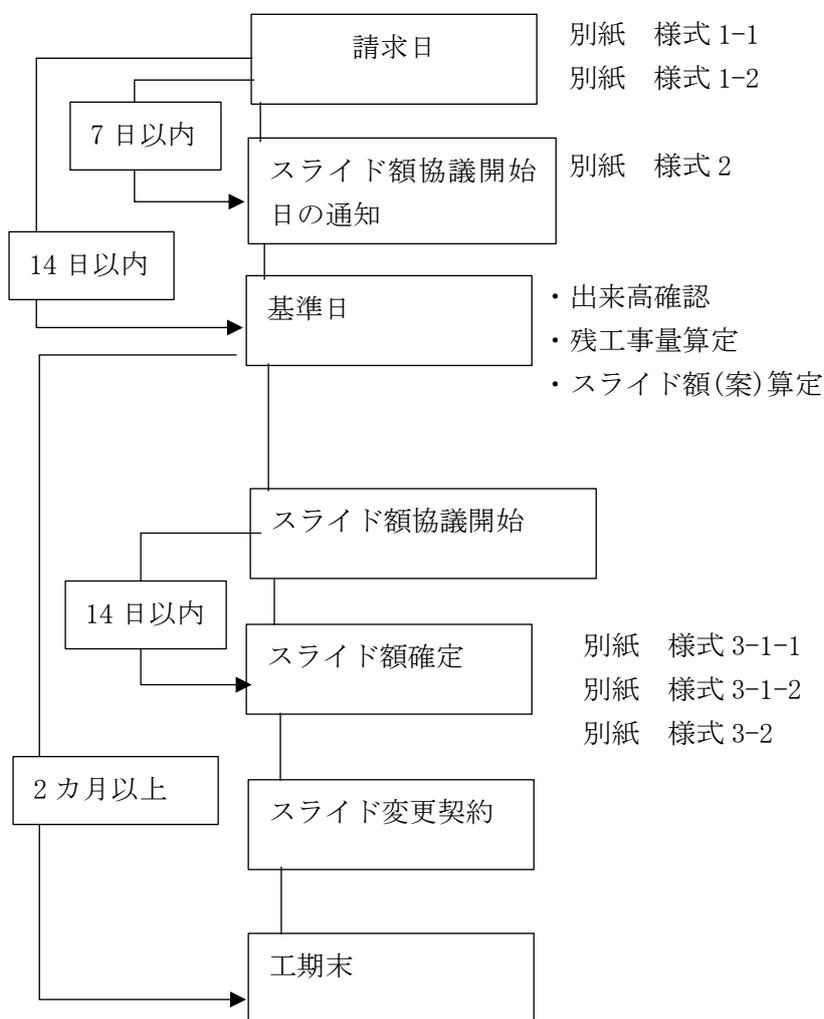
## 8. 全体スライド及び単品スライド条項との併用

- (1) 契約事項第 25 条第 1 項から第 4 項までに規定する全体スライド条項に基づく請負代金額の変更を実施した後であっても、本運用によるスライドを請求することができる。
- (2) 本運用に基づき請負代金額の変更を実施した後であっても、契約事項第 25 条第 5 項に規定する単品スライド条項に基づく請負代金額の変更を請求することができる。

きる。

- 契約事項第 25 条第 6 項に規定するインフレスライド条項は、材料価格を含む賃金等の変動に伴う価格水準全般の変動について対応するものであることから、単品スライド条項の適用となっている材料を含めて、まずインフレスライド条項によるスライド額を算出することが基本となる。そのうえで、インフレスライド条項との重複を防止するため、インフレスライド条項の対象とした数量については、変動前の単価をインフレスライド条項の適用日の単価として単品スライド条項のスライド額を算出することとなる。

### 9. 工事請負契約事項第 2 5 条第 6 項に伴う実施フロー



[受注者からの請求] (別紙様式 1 - 1)

年 月 日

発注者 様

受注者 会社名  
代表者名

工事請負契約事項第 25 条第 6 項に基づく請負代金額の変更について (請求)

年 月 日付けで契約締結した\_\_\_\_\_工事 工事番号\_\_\_\_\_については、労務単価等の変動により、工事請負契約事項第 25 条第 6 項の規定に基づき請負代金額の変更を請求します。

記

- |               |                    |
|---------------|--------------------|
| 1. 請負代金額      | ¥ _____            |
| 2. 工 期        | 年 月 日から<br>年 月 日まで |
| 3. 希望基準日      | 年 月 日              |
| 4. 施 工 箇 所    | 北秋田市 _____         |
| 5. 変更請求概算額    | ¥ _____            |
| 6. 概算残工事請負代金額 | ¥ _____            |
- 概算残工事請負代金額とは、請負代金額から希望基準日における出来形部分に  
相応する請負代金額を控除した額

※今回の請求は、あくまで概算額であり、精査の結果、請求額が変更となっても問題はない。

[発注者からの請求] (別紙様式 1 - 2)

年 月 日

受注者

様

発注者

工事請負契約事項第 25 条第 6 項に基づく請負代金額の変更について (請求)

年 月 日付けで契約締結した \_\_\_\_\_ 工事 工事番号 \_\_\_\_\_ については、  
労務単価等の変動により、工事請負契約事項第 25 条第 6 項の規定に基づき請負代金額の変  
更を請求します。

記

- |               |                    |
|---------------|--------------------|
| 1. 請負代金額      | ¥ _____            |
| 2. 工 期        | 年 月 日から<br>年 月 日まで |
| 3. 希望基準日      | 年 月 日              |
| 4. 施 工 箇 所    | 北秋田市 _____         |
| 5. 変更請求概算額    | ¥ _____            |
| 6. 概算残工事請負代金額 | ¥ _____            |

概算残工事請負代金額とは、請負代金額から希望基準日における出来形部分に  
相応する請負代金額を控除した額

※今回の請求は、あくまで概算額であり、精査の結果、請求額が変更となっても問題はない。

(別紙様式2)

年 月 日

受注者

様

発注者

工事請負契約事項第25条第8項に基づく協議の開始の日について（通知）

年 月 日付け請求のあった標記について、工事請負契約事項第25条第8項の規定に基づき、スライド額協議開始日を通知します。

記

1. 工 事 名 \_\_\_\_\_ 工事 工事番号 \_\_\_\_\_

2. スライド額協議開始日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

(別紙様式 3-1-1)

年 月 日

受注者

様

発注者

工事請負契約事項第 25 条第 6 項に基づく請負代金額の変更について (協議)

年 月 日付け請求のあった工事請負契約事項第 25 条第 6 項に基づく請負代金額の変更について、同条第 7 項の規定に基づき下記のとおり協議します。

このスライド変更金額は今回請求のあった基準日時点での増減額であり、基準日以降の設計変更等に伴うスライド額の確定については精算変更時に発注者受注者協議のうえ定めるものとします。

なお、異存がなければ、別添承諾書へ記名のうえ返送願います。

記

1. 工 事 名 \_\_\_\_\_ 工事 工事番号 \_\_\_\_\_  
2. スライド変更金額 (増) ¥ \_\_\_\_\_  
うち、取引に係わる消費税及び地方消費税の額 ¥ \_\_\_\_\_  
基 準 日 年 月 日

(複数回スライドを行う場合は以下のように記載)

①前回まで

スライド変更金額 (増) ¥ \_\_\_\_\_ (税込み)  
うち、取引に係わる消費税及び地方消費税の額 ¥ \_\_\_\_\_  
基 準 日 年 月 日

②今 回

スライド変更金額 (増) ¥ \_\_\_\_\_ (税込み)  
うち、取引に係わる消費税及び地方消費税の額 ¥ \_\_\_\_\_  
基 準 日 年 月 日

累 計

スライド変更金額 (増) ¥ \_\_\_\_\_ (税込み)  
うち、取引に係わる消費税及び地方消費税の額 ¥ \_\_\_\_\_

(別紙様式3-1-2)

年 月 日

受注者

様

発注者

工事請負契約事項第25条第6項に基づく請負代金額の変更について（協議）

年 月 日付けで承諾のあった工事請負契約事項第25条第6項に基づく請負代金額の変更について、基準日以降の設計変更等に伴いスライド額が変更となりますので、同条第7項の規定に基づき下記のとおり協議します。

なお、異存がなければ、別添承諾書へ記名のうえ返送願います。

記

1. 工 事 名 \_\_\_\_\_ 工事 工事番号 \_\_\_\_\_  
2. スライド変更金額 (増) ¥ \_\_\_\_\_  
うち、取引に係わる消費税及び地方消費税の額 ¥ \_\_\_\_\_  
基 準 日 年 月 日

(複数回スライドを行う場合は以下のように記載)

①前回まで

スライド変更金額 (増) ¥ \_\_\_\_\_ (税込み)  
うち、取引に係わる消費税及び地方消費税の額 ¥ \_\_\_\_\_  
基 準 日 年 月 日

②今 回

スライド変更金額 (増) ¥ \_\_\_\_\_  
うち、取引に係わる消費税及び地方消費税の額 ¥ \_\_\_\_\_  
基 準 日 年 月 日

累 計

スライド変更金額 (増) ¥ \_\_\_\_\_ (税込み)  
うち、取引に係わる消費税及び地方消費税の額 ¥ \_\_\_\_\_

(別 添)

発注者 様

承 諾 書

工事名 \_\_\_\_\_ 工事  
工事番号 \_\_\_\_\_

年 月 日付けで協議のありました上記工事の工事請負契約事項第  
25条第6項によるスライド協議変更額に異存ありませんので、承諾します。

記

1. スライド変更金額 (増) ¥ \_\_\_\_\_  
うち、取引に係わる消費税及び地方消費税の額 ¥ \_\_\_\_\_  
基 準 日 年 月 日

年 月 日  
受注者  
住所  
氏名

(別紙様式 3 - 2)

年 月 日

受注者

様

発注者

工事請負契約事項第 25 条第 6 項に基づく請負代金額の変更について (協議)

年 月 日付け請求のあった工事請負契約事項第 25 条第 6 項に基づく請負代金額の変更について、同条第 7 項の規定に基づき、下記のとおり協議します。

記

1. 工 事 名 \_\_\_\_\_工事 工事番号\_\_\_\_\_
2. スライド変更適否           スライドの適用が認められない
3. 理                    由           スライド額が対象工事費の 1 %を超えないため